

## **第 6 部 日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震対策計画**



# 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第 1 部総則「第 2 節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を準用する。

# 第 2 章 地震予防計画

## 第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号）第 1 条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性や緊急性を判断した上で、関係機関等と協議・連携しながら整備を図るものとする。

なお、施設整備を行う場合は、具体的な目標及びその達成期間を定めた整備計画を策定する。策定にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するとともに、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

## 第 2 節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

第 2 部一般災害対策計画第 1 章災害予防計画「第 13 節避難対策の強化」を準用する。

### **第3節 防災意識の普及・啓発**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第17節防災教育の充実」を準用する。

### **第4節 電力・ガス・電気通信施設の強化**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第7節電力・ガス・電気通信施設の強化」を準用する。

### **第5節 報道機関による放送**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第3節情報連絡体制の整備」を準用する。

### **第6節 避難路・緊急輸送路の確保**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第6節道路・鉄道施設の強化」及び「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

### **第7節 公共施設等における防災対策**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第4節都市の防災対策の整備」、「第5節上水道・下水道施設の強化」、「第6節道路・鉄道施設の強化」

第3部震災対策計画第2章災害予防計画「第4節都市の防災対策」を準用する。

### **第8節 救助体制の強化**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第11節消防体制の整備」、「第14節医療（助産）救護・防疫体制の強化」及び「第16節消防防災ヘリコプター活用体制の整備」を準用する。

### **第9節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第15節食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備」を準用する。

### **第10節 防災訓練の実施**

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第18節防災訓練の実施」を準用する。

## 第3章 地震応急対策計画

第2部一般災害対策計画「第2章災害応急対策計画」及び第3部震災対策計画「第3章災害応急対策計画」を準用する。